

事業年報概要

1. 総括

平成 23 年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

平成 23 年度における制度改正としては、平成 23 年 4 月以降も、70 歳以上の一般の者の自己負担割合の軽減特例措置（1 割負担の据置き）が延長となった。

(1) 加入者数

平成 23 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第 1 表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が 3,487 万 7 千人、総人口の 27.3%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が 2,950 万 4 千人、同 23.1%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が 3,831 万 3 千人、同 30.0%であり、この 3 制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第 3 条第 2 項被保険者）（以下、「法第 3 条第 2 項」と略す。）は 1 万 8 千人、船員保険は 13 万 2 千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第 2 表である。協会けんぽは、平成 15 年度までは減少していたが、平成 16 年度から平成 19 年度までは増加しており、平成 20 年度は、75 歳以上の加入者

が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75 歳以上の被保険者の 75 歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成 21 年度以降は増加している。法第 3 条第 2 項は毎年減少していたが、平成 19 年度以降はほぼ横ばいとなっている。

(2) 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、第 3 表である。協会けんぽは、平成 15 年度以降は増加していたが、平成 20 年度は減少し、平成 21 年度には増加に転じている。組合健保は、平成 16 年度以降は増加していたが、平成 21 年度以降は減少となっている。法第 3 条第 2 項は毎年減少していたが、平成 19 年度以降はほぼ横ばいとなっている。共済組合は、平成 16 年度以外、毎年減少していたが、平成 21 年度以降は増加している。過去 10 年間の年度平均増加率は、協会けんぽは 0.3%の増加となっており、組合健保は 0.4%の増加となっている。法第 3 条第 2 項は 8.1%の大幅な減少となっている。

第 1 表 医療保障適用人口（平成 23 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	127,567	100.0
協会けんぽ	19,631	15,246	34,877	27.3
法第 3 条第 2 項	12	6	18	0.0
組合健保	15,553	13,951	29,504	23.1
船員保険	59	73	132	0.1
共済組合	4,526	4,665	9,192	7.2
国保	38,313	・	38,313	30.0
後期高齢者医療	14,733	・	14,733	11.5
生活保護法適用者	・	・	2,108	1.7

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成24年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「福祉行政報告例（平成24年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、平成22年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
13	36,299	41	31,018	212	9,937	48,953	・
14	35,851	34	30,568	198	9,790	50,297	・
15	35,522	31	30,144	185	9,739	51,236	・
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,023	39,492	・
21	34,828	17	29,951	141	9,118	39,103	13,894
22	34,845	18	29,609	136	9,192	38,746	14,341
23	34,877	18	29,504	132	—	38,313	14,733

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成23年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
13	19,124	28	14,936	78	4,474	38,641
14	18,812	22	14,790	73	4,434	38,132
15	18,815	19	14,655	69	4,431	37,991
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,465	39,777
22	19,580	12	15,574	60	4,526	39,752
23	19,631	12	15,553	59	—	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 平成23年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額 of 平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。平成23年度末の協会けんぽは27万5千円、組合健保は36万3千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.4%の減少、組合健保は0.0%減少している。また、法第3条第2項は1万4千円（平均標準賃金日額）となっている。なお、平成15年度における船員保険の伸び率の増加は早見表廃止の影響によるものである。

協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移をみたものが、第1図である。協会けんぽと組合健保を比べると、平成16年度までは組合健保の方が高めに推移していたが、

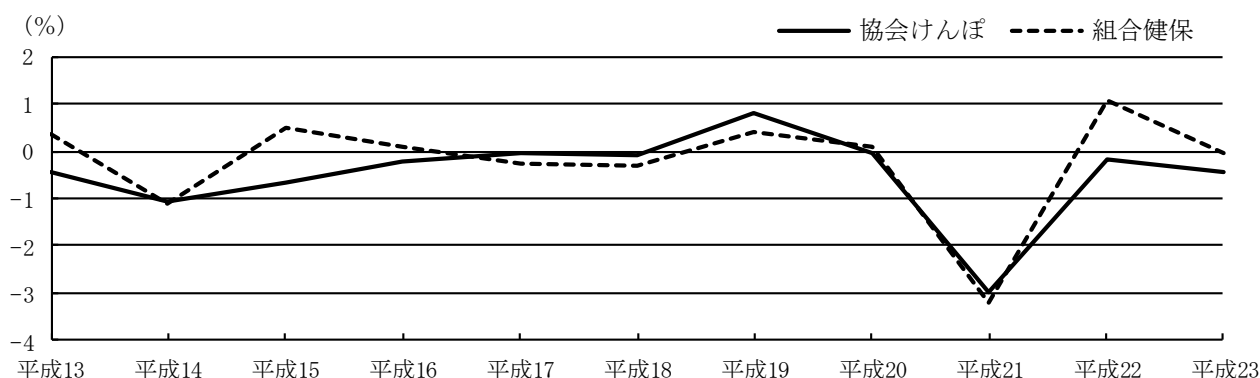
平成17年度から平成19年度までは協会けんぽの方が若干高くなっている。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.5%の減少、組合健保は0.3%の減少となっており、法第3条第2項は0.6%の増加となっている。

第4表 制度別標準報酬月額平均と対前年伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国 保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
13	289,250	12,807	373,956	368,645	439,301	1,909	・
14	286,186	12,746	369,726	365,140	434,960	1,764	・
15	284,274	12,360	371,556	381,630	430,901	1,701	・
16	283,624	12,348	371,872	380,463	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,589	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	359,340	390,620	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	363,248	388,287	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	363,147	387,114	—	—	798
	%	%	%	%	%	%	%
14	△ 1.1	△ 0.5	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 7.6	・
15	△ 0.7	△ 3.0	0.5	4.5	△ 0.9	△ 3.6	・
16	△ 0.2	△ 0.1	0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 3.0	・
17	△ 0.1	1.9	△ 0.3	△ 0.7	0.2	2.2	・
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.9	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 3.2	△ 1.0	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	1.1	△ 0.6	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.4
23	△ 0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.3	—	—	0.2
10年平均	△ 0.5	0.6	△ 0.3	0.5	—	—	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 3. 平成23年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額平均の対前年度増加率の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽは、平成16年度以降、加入者数の増加等により増加している。法第3条第2項は、加入者数の減少に伴い減少傾向にある。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。平成23年度の協会けんぽ

は15万9千円、組合健保は14万2千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは2.1%、組合健保は2.7%増加している。また、法第3条第2項は11万6千円となっており、前年度と比較すると10.3%減少している。協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度増加率の推移をみたものが、第2図である。協会けんぽと組合

健保を比べると、平成16年度までは組合健保の方が高めに推移していたが、平成17年度以降はほぼ同程度の推移となり、平成21年度以降は組合健保の方が高くなっている。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.2%、組合健保は1.6%の

増加となっているが、法第3条第2項は4.5%の減少となっている。

第5表 制度別医療費総額の推移（4月～翌年3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
13	48,912	74	36,822	327	11,970	77,574	116,993	292,674
14	47,330	60	36,052	296	11,815	77,805	116,924	290,283
15	46,289	43	35,488	277	11,816	84,735	117,007	295,656
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,731	301,136
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	258	12,580	110,787	120,869	337,509
22	54,515	23	41,062	242	13,126	113,285	127,554	349,806
23	55,615	21	41,893	244	—	115,763	—	—

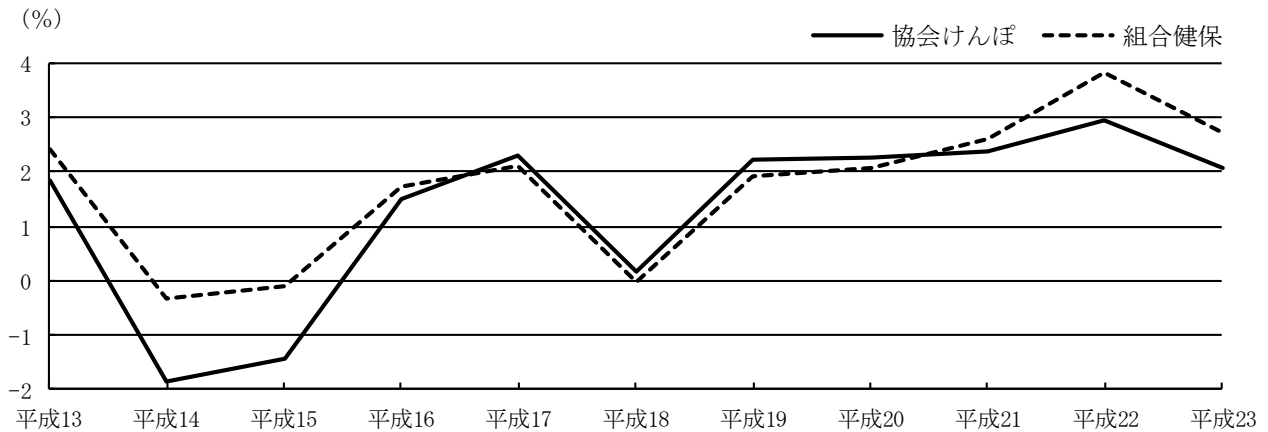
- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、2月～翌年1月である。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成23年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
13	140,945	183,887	120,614	161,584	126,194	213,425	756,937
14	138,344	174,801	120,213	157,419	126,262	209,559	734,111
15	136,382	145,323	120,108	157,975	126,697	219,340	758,466
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	782,867
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	181,406	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	138,224	175,082	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	141,999	182,340	—	298,803	—
	%	%	%	%	%	%	%
14	△ 1.8	△ 4.9	△ 0.3	△ 2.6	0.1	△ 1.8	△ 3.0
15	△ 1.4	△ 16.9	△ 0.1	0.4	0.3	4.7	3.3
16	1.5	0.1	1.7	1.3	0.2	4.0	3.2
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.1
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	0.7	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	3.8	△ 3.5	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	2.7	4.1	—	3.4	—
10年平均	1.2	△ 4.5	1.6	1.2	—	3.4	—

- 注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
 2. 共済組合は、2月～翌年1月である。
 3. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 4. 平成23年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の伸び率の推移



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成23年度末の被保険者数(法第3条第2項を除く)は1,963万人(前年度末より5万1千人、0.3%増)、被扶養者数は1,524万6千人(同1万9千人、0.1%減)であり、扶養率は0.777(同0.003ポイント減)である。

被保険者数を男女別にみると、男子1,205万4千人であり、女子は757万7千人であり、前年度末に比べると男子は0.1%減、女子は0.8%増となっている。被保険者のうち女子の占める割合は38.6%である。

平成23年度末の適用事業所数は162万1千であり、前年度末より0.1%減少している。1事業所当たりの被保険者数は0.4%増加して12.11人となっている。

平成13年度以降の適用種類別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成9年度から減少傾向が継続していたが、平成15年度から増加し、平成19年度には1,915万9千人となったが、平成20年度は後期高齢者医療制度創設の影響などのため、前年度末と比べて34万6千人(1.8%)の減少となっており、平成21年度は減少したが、平成22年度以降は増加傾向にあり、平成23年度は前年度末と比べて10万3千人(0.5%)の増加となっている。平成23年度末の任意適用被保険者数は22万8千人(対前年同期比0.1%増)、任意継続被保険者数は大幅

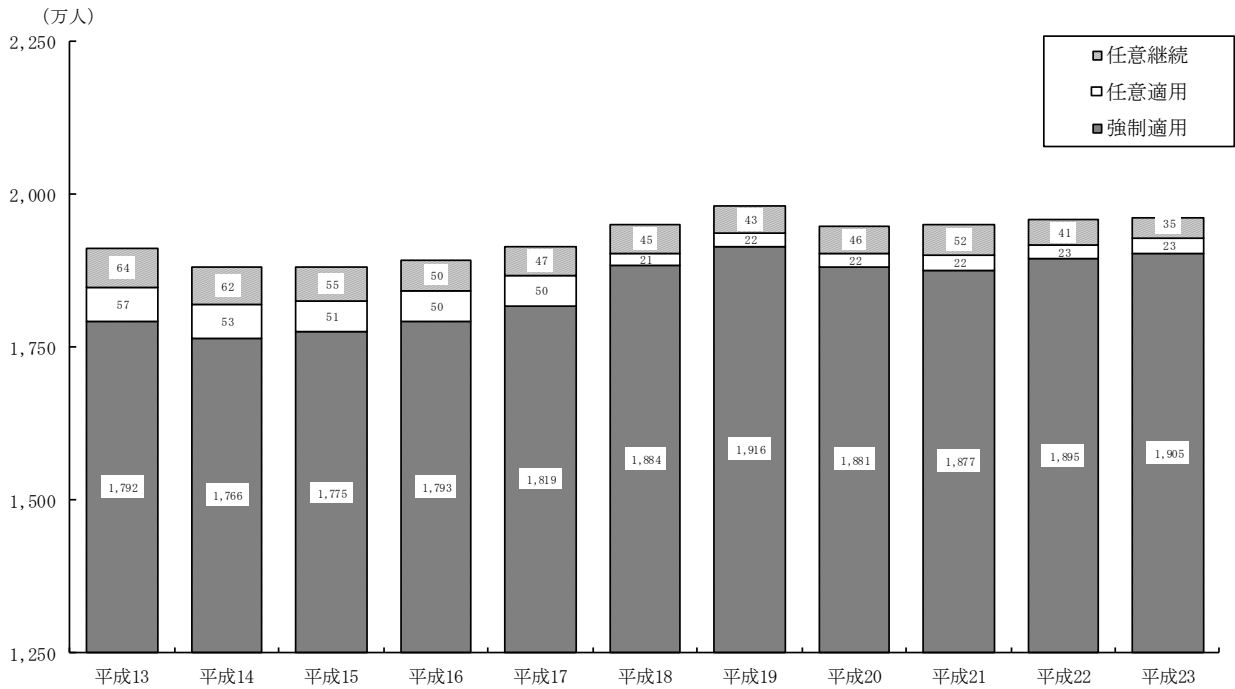
な減少となっており、平成22年4月1日からの国民健康保険料(税)の軽減制度の施行が減少理由の一つと考えられ、35万4千人(同12.8%減)となっている。

平成23年10月1日現在の標準報酬月額別の分布を協会けんぽと組合健保で比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均(平成23年10月1日現在)は、協会けんぽは276,543円であり、組合健保(特例退職被保険者を除く)の367,164円に比べて9万円以上低くなっている。

平成23年度の被保険者1人当たり標準賞与額の平均は29万8千円、前年度と比べて1.0%の増加となっている。

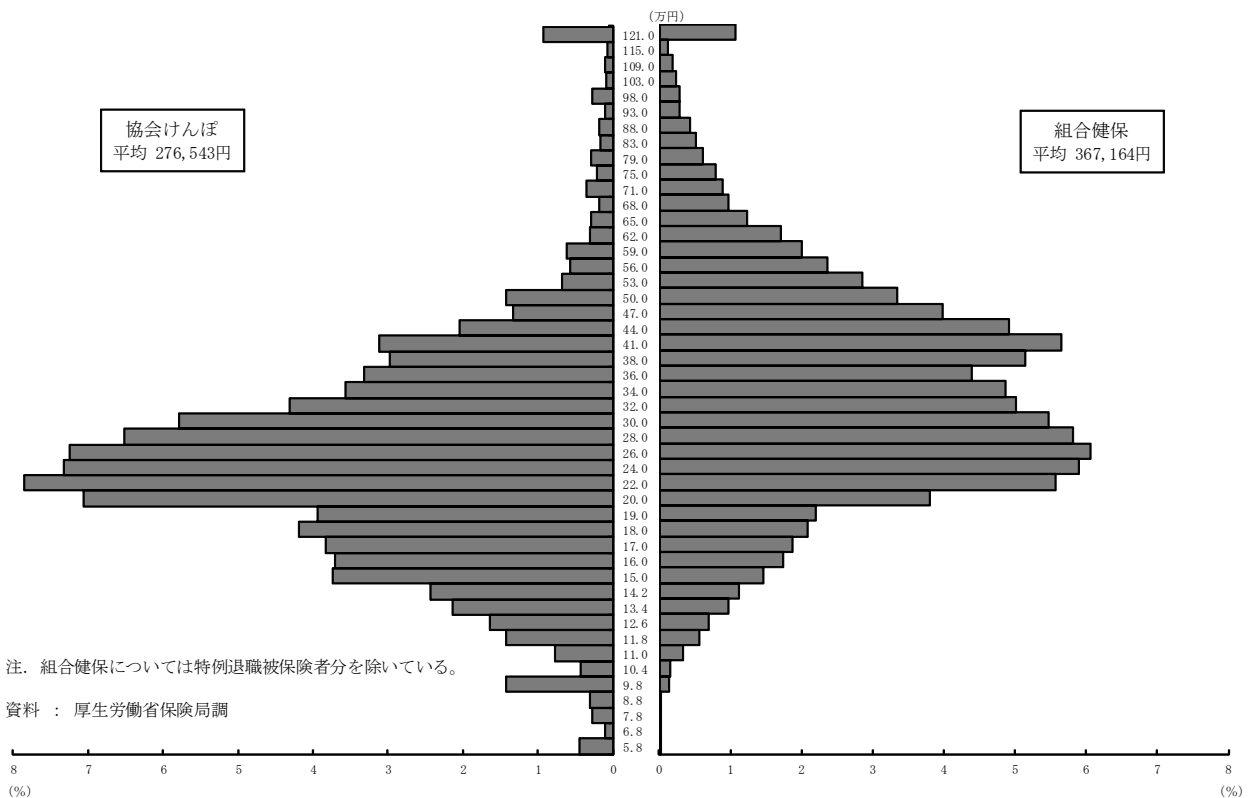
被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布(平成23年10月1日現在)をみたものが、第5図である。被保険者は、35~39歳が13.2%と最も多く、次いで40~44歳が11.9%、30~34歳が11.8%、25~29歳が10.8%となっている。60歳以上は、60~64歳は10.1%、65~69歳3.4%、70歳以上1.4%となっている。また、15~19歳は0.7%である。被扶養者は、子供が61.2%、配偶者が33.8%、直系尊属が4.0%、その他が1.0%であり、特に20歳未満の子供が51.6%を占めている。平均年齢は、被保険者43.9歳、被扶養者26.5歳である。

第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末現在）

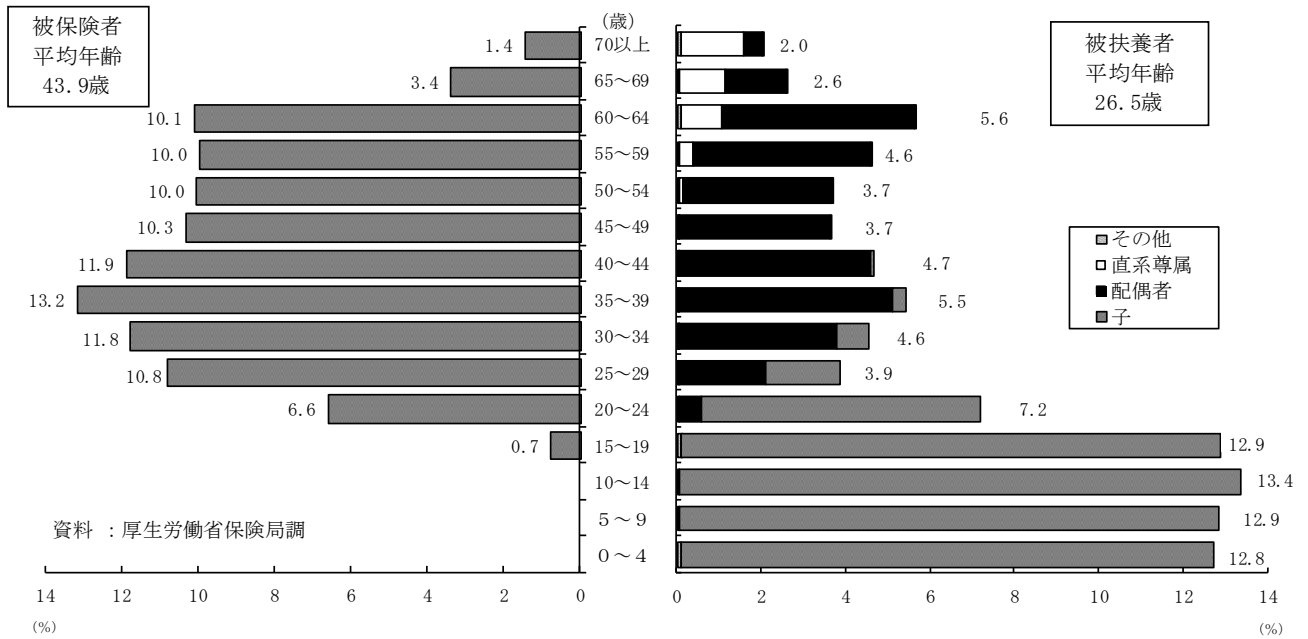


注. 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

第4図 協会けんぽの標準報酬月額別被保険者の構成割合（平成23年度）



第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（平成23年度）



(2) 給付状況

平成23年度の保険給付費は4兆6,745億円となり、前年度と比べ2.0%増加している。

加入者1人当たり保険給付費は134,034円（対前年度比2.0%増）であり、このうち加入者1人当たり医療給付費は123,049円（対前年度比2.3%増）、加入者1人当たりその他の現金給付費は10,985円（対前年度比1.3%減）となっている。被保険者・被扶養者別に1人当たりその他の現金給付費をみると、被保険者分は13,715円、被扶養者分は7,439円となっており、被保険者分は被扶養者分の1.8倍となっている。

保険給付費の内訳をみたものが、第7表である。被保険者分は全体の52.7%、被扶養者分は41.4%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の5.9%である。保険給付費のうち、医療給付費は4兆2,914億円で91.8%を占めており、前年度に比べ9,514億円（2.3%）増加している。医療給付費の79.2%を占めている診療費部分は3兆4,006億円で前年度に比べ4,931億円（1.5%）増加している。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は3,831億円となっており、前年度に比べて1.4%の減少となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は2,702億

円、被扶養者分は1,129億円であり、被保険者分は0.1%減、被扶養者分は4.3%減となっている。その他の現金給付費のうち42.3%は傷病手当金で1,621億円（対前年度比2.3%減）である。また、その他の現金給付費のうち44.4%は出産育児一時金で1,700億円（対前年度比2.1%減）となっている。

平成23年度の実効給付率は77.2%であり、前年度と比べ0.2ポイント増加している。

(3) 医療費の状況

平成23年度の医療費は5兆5,615億円となり、前年度と比べ2.0%増加している。

加入者1人当たり医療費は159,465円であり、前年度に比べ2.1%増加している。

医療費の内訳をみたものが、第8表である。入院は1兆5,301億円、全体の27.5%、入院外は2兆2,489億円、同40.4%、歯科は6,103億円、同11.0%、薬剤支給は1兆33億円、同18.0%となっている。

第7表 協会けんぽの保険給付費の状況（平成23年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	21,731	18,222	2,381	368	213	0.0	42,914	91.8%
入院	6,257	5,763	932	144			13,096	28.0%
入院外	8,394	7,193	848	132			16,567	35.4%
歯科	2,555	1,629	137	21			4,342	9.3%
薬剤支給	3,733	3,019	433	66			7,251	15.5%
入院時食事療養費・生活療養費 （標準負担額差額支給を除く）	145	165	27	3			340	0.7%
訪問看護療養費	8	36	3	0.4			47	0.1%
療養費	469	291					759	1.6%
高額療養費	170	128			213		510	1.1%
その他	0.1	0.2				0.0	0.4	0.0%
その他現金給付費	2,702	1,129					3,831	8.2%
傷病手当金	1,621						1,621	3.5%
埋葬料	13	9					22	0.0%
出産育児一時金	580	1,120					1,700	3.6%
出産手当金	489						489	1.0%
合計	24,433	19,351	2,381	368	213	0.0	46,745	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。

2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第8表 協会けんぽの医療費の状況（平成23年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	7,363	6,774	1,001	163	15,301	27.5%
入院外	11,640	9,642	1,024	183	22,489	40.4%
歯科	3,630	2,273	169	30	6,103	11.0%
薬剤支給	5,278	4,127	534	93	10,033	18.0%
入院時食事療養費・生活療養費	235	271	45	5	556	1.0%
訪問看護療養費	11	50	4	1	65	0.1%
療養費	664	405			1,069	1.9%
移送費	0.1	0.1			0.2	0.0%
合計	28,821	23,541	2,777	476	55,615	100.0%

注 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県別の状況

(1) 適用状況

平成 23 年度の適用状況を都道府県別にみたものが、第 9 表である。

平成 23 年度末現在の加入者数が最も多いのは東京都で 3,573 千人であり、最も少ない鳥取県の 197 千人に比べ、約 18 倍の水準となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄県で 0.972 であり、ついで、奈良県が 0.912、和歌山県が 0.864 となっている。一方、最も低いのは東京都で 0.668 であり、ついで、富山県が 0.695、山形県が 0.701 となっている。

平均総報酬額が最も高いのは東京都で 4,171 千円であり、最も低い沖縄県の 2,999 千円に比べ、約 1.4 倍の水準となっている。

平成 23 年 10 月 1 日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田県で 38.1 歳であり、ついで、北海道が 37.9 歳、東京都が 37.2 歳となっている。一方、最も低いのは沖縄県で 33.0 歳であり、ついで、愛知県、宮崎県及び鹿児島県が 35.5 歳となっている。

(2) 医療費の状況

平成 23 年度の 1 人当たり医療費を都道府県別にみたものが、第 6 図である。

1 人当たり医療費が最も高いのは北海道で、全国平均の 159,465 円と比べ、+17,319 円であり、その内訳は、入院が+11,499 円、入院外が+5,119 円、歯科が+1,346 円、その他が△644 円となっている。一方、最も低いのは長野県で、全国平均と比べ、△14,117 円であり、その内訳は、入院が△2,471 円、入院外が△8,171 円、歯科が△2,817 円、その他が△658 円となっている。

都道府県別の 1 人当たり医療費は、各都道府県の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この年齢構成の違いによる医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県別にみたものが、第 7 図である。

1 人当たり医療費（第 6 図）と地域差指数（第 7 図）を比べると、1 人当たり医療費が最も高かった北海道は、平均年齢が高いこともあり、年齢構成の違いによる影響を除去した地域差指数では、

高い方から数えて 2 番目の都道府県となっている。逆に、1 人当たり医療費が低い都道府県をみると、長野県が最も低いことには変わりはないが、2 番目に低かった沖縄県は、平均年齢が低いこともあり、地域差指数は、低い方から数えて 22 番目の都道府県となっている。

地域差指数の高い 10 都道府県について、内訳をみると、いずれも入院及び入院外が全国平均を超えている。特に、佐賀県、北海道、福岡県、香川県、熊本県、山口県では、入院医療費が高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い 10 都道府県について、内訳をみると、富山県、千葉県以外の都道府県では、入院、入院外、歯科、その他の全てが全国平均未満となっている。特に、長野県、富山県、岩手県では、入院外医療費が低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀県と、最も低い長野県について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第 8 図である。

佐賀県では、全ての年齢階級で入院がプラスに寄与しており、特に 55～64 歳の各層で寄与が大きくなっている。また、0～4 歳では、入院外の寄与が大きくなっている。長野県では、全ての年齢階級で入院外がマイナスに寄与しており、特に 0～4 歳で寄与が大きくなっている。また、60～64 歳では、入院、入院外ともに、マイナスの寄与が比較的大きくなっている。

上記 2 県について、各年齢階級の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第 9 図である。

佐賀県では、0～4 歳、20～24 歳、30～34 歳、55 歳以上の各層で乖離率が大きくなっている。長野県では、全ての年齢階級がマイナスの乖離率となる中で、0～4 歳の乖離幅が最も大きく、35～64 歳の各層ではおおむね同程度の乖離率となっている。

第 8 図と第 9 図を比較すると、佐賀県、長野県ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の 1 人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

（注）地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\text{A 県の地域差指数} = \frac{\sum (\text{A 県の年齢階級別加入者 1 人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者 1 人当たり医療費}}$$

第9表 都道府県別適用状況(平成23年度)

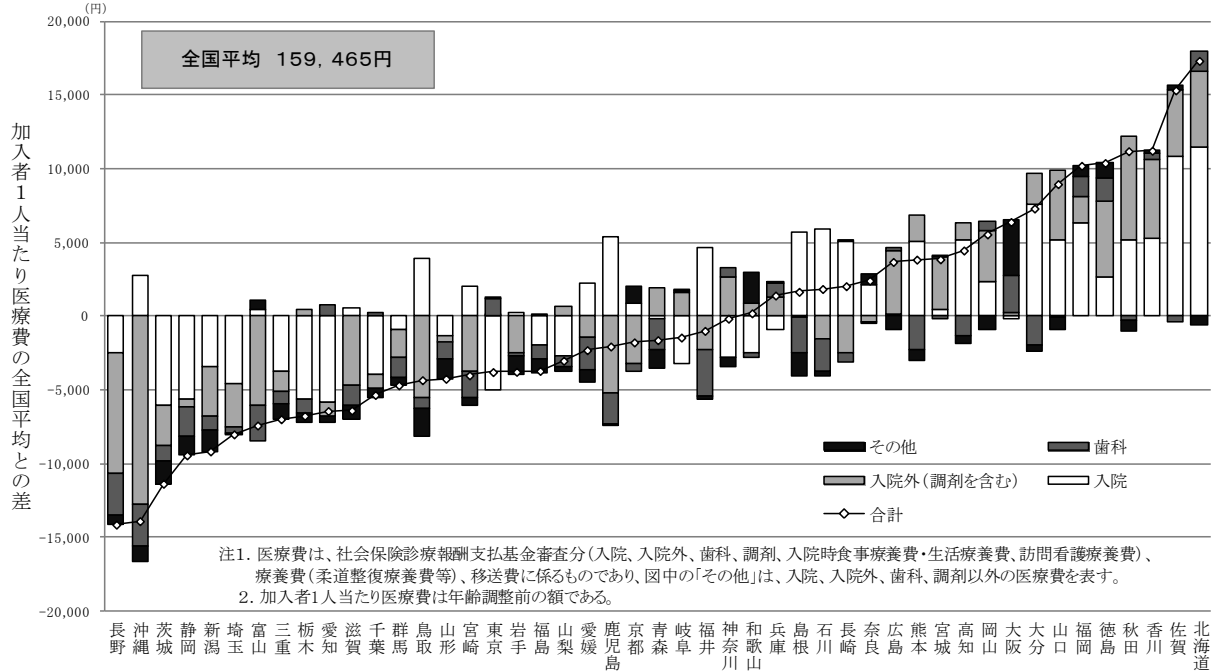
	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	被保険者	被扶養者	扶養率			加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全 国	34,877	19,631	15,246	0.777	3,697	36.3	43.9	26.5
北海道	1,702	946	755	0.799	3,426	37.9	45.0	28.8
青森	419	238	181	0.758	3,028	36.7	43.8	27.1
岩手	401	231	171	0.738	3,061	36.8	44.2	27.0
宮城	645	366	279	0.764	3,354	36.5	43.6	27.1
秋田	337	194	143	0.740	3,028	38.1	44.7	29.2
山形	382	224	157	0.701	3,165	36.6	43.8	26.3
福島	612	348	264	0.761	3,282	36.0	43.6	26.0
茨城	597	343	253	0.738	3,725	36.0	43.4	26.0
栃木	484	278	206	0.743	3,655	36.2	43.5	26.2
群馬	561	310	252	0.814	3,700	36.3	44.2	26.6
埼玉	1,047	586	461	0.788	3,884	36.4	44.2	26.5
千葉	724	416	308	0.741	3,800	37.0	44.3	26.9
東京	3,573	2,143	1,430	0.668	4,171	37.2	43.6	27.5
神奈川	1,217	697	520	0.745	4,112	36.9	44.5	26.7
新潟	803	457	346	0.758	3,430	36.8	44.3	26.8
富山	394	232	162	0.695	3,677	36.7	44.5	25.4
石川	417	243	175	0.719	3,607	36.0	43.9	25.1
福井	292	171	121	0.710	3,560	36.3	44.2	24.9
山梨	236	132	105	0.796	3,661	36.4	44.5	26.2
長野	617	348	269	0.771	3,581	36.4	44.6	25.5
岐阜	703	380	323	0.848	3,806	35.9	44.1	26.0
静岡	942	546	396	0.725	3,768	36.6	44.3	25.7
愛知	2,197	1,213	985	0.812	4,044	35.5	43.2	26.0
三重	481	271	210	0.772	3,745	36.1	43.7	26.1
滋賀	337	186	151	0.809	3,776	35.8	43.5	26.1
京都	840	467	373	0.798	3,851	36.2	43.5	26.8
大阪	3,004	1,620	1,384	0.854	4,010	35.9	43.5	27.0
兵庫	1,389	761	628	0.826	3,860	36.1	43.8	26.8
奈良	300	157	143	0.912	3,709	36.2	43.9	27.6
和歌山	290	155	134	0.864	3,572	35.9	43.9	26.5
鳥取	197	115	82	0.718	3,166	36.4	44.1	25.5
島根	259	150	109	0.731	3,306	36.3	44.2	25.4
岡山	700	396	304	0.769	3,575	35.7	43.6	25.3
広島	1,006	560	447	0.798	3,685	36.0	44.2	25.7
山口	421	240	180	0.751	3,557	37.1	45.0	26.6
徳島	262	150	112	0.744	3,360	36.5	43.9	26.5
香川	370	209	161	0.767	3,523	36.3	44.2	25.9
愛媛	517	284	234	0.824	3,496	35.7	43.6	25.9
高知	252	146	106	0.726	3,334	36.4	44.3	25.3
福岡	1,745	963	782	0.812	3,568	35.9	43.5	26.4
佐賀	289	161	129	0.802	3,254	35.8	43.8	25.7
長崎	454	252	202	0.803	3,282	36.0	44.0	25.9
熊本	581	328	253	0.771	3,257	35.7	43.7	25.2
大分	408	228	180	0.791	3,305	36.5	44.4	26.5
宮崎	384	215	169	0.785	3,176	35.5	43.9	24.7
鹿児島	594	327	267	0.815	3,252	35.5	44.1	24.8
沖縄	495	251	244	0.972	2,999	33.0	42.2	23.5

注1. 加入者数、扶養率は年度末現在、平均年齢は平成23年10月1日現在。

2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

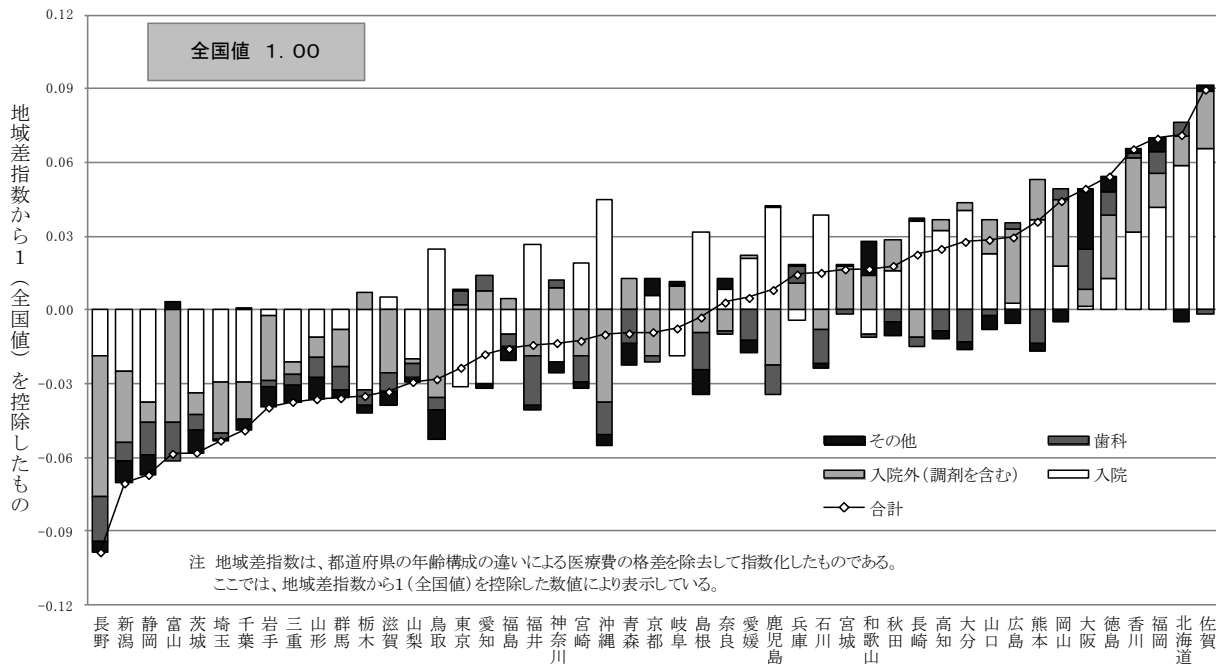
第6図 都道府県別協会けんぽ加入者1人当たり医療費と全国平均との差(平成23年度)

・年齢調整前の1人当たり医療費(実額)であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

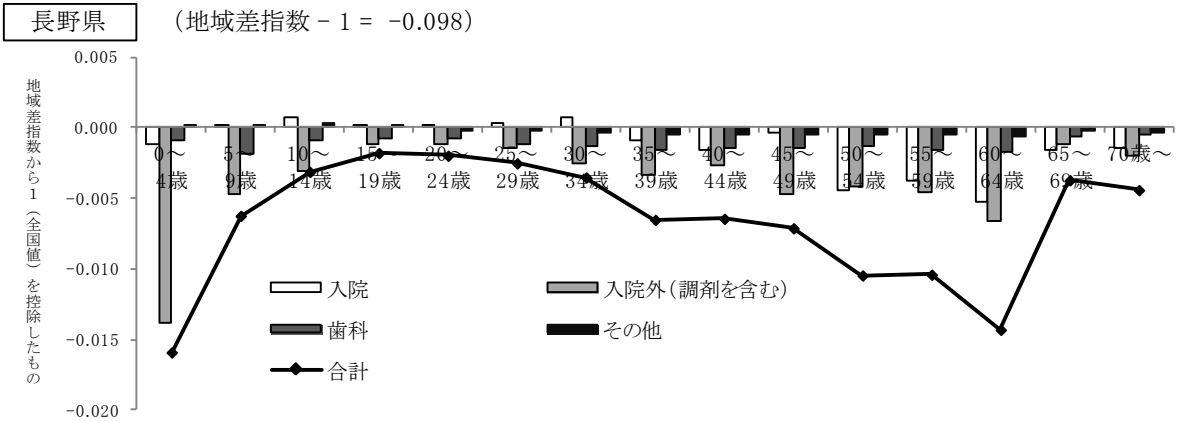
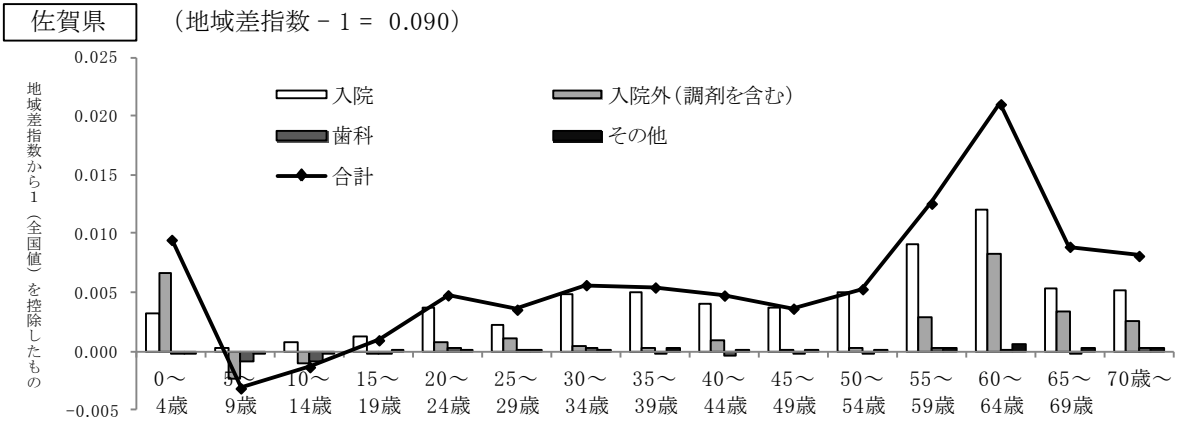


第7図 都道府県別協会けんぽの地域差指数の比較(平成23年度)

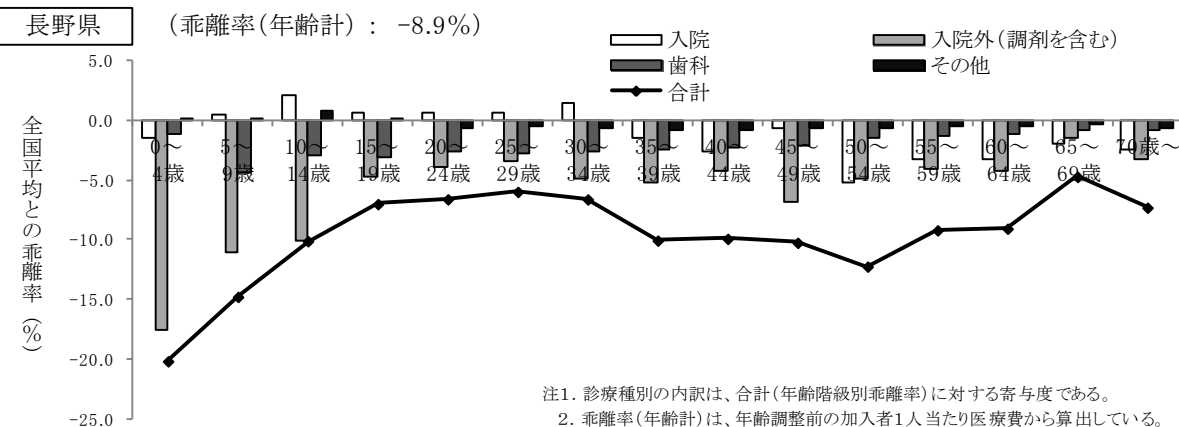
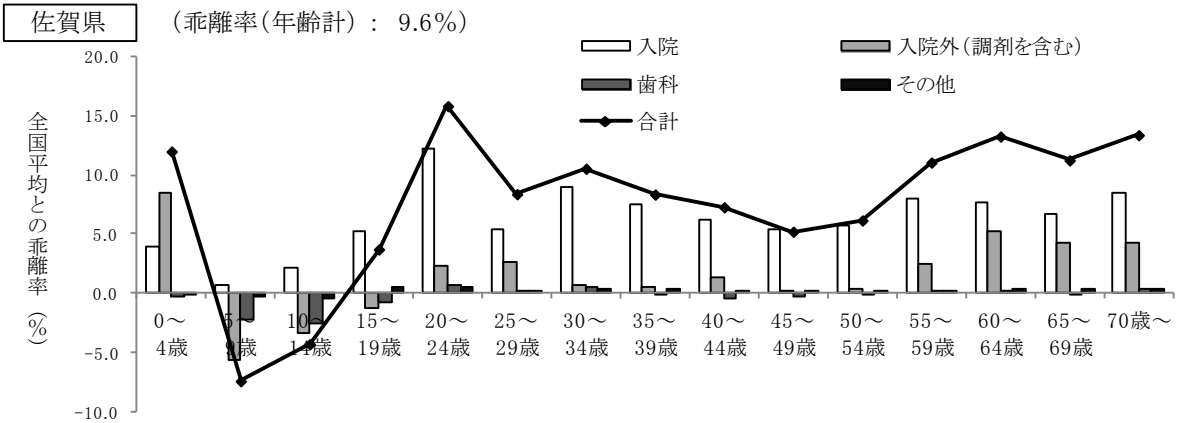
・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去(年齢調整)しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (平成23年度)



第9図 年齢階級別加入者1人当たり医療費の全国平均との乖離率及び診療種別寄与度分解 (平成23年度)



注1. 診療種別の内訳は、合計(年齢階級別乖離率)に対する寄与度である。
注2. 乖離率(年齢計)は、年齢調整前の加入者1人当たり医療費から算出している。